

令和 7 年 9 月市議会定例会

令和 7 年 9 月 1 日提 出

議 案

橋 本 市

議 案 目 録

承認第 1 号	専決処分事項の承認について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	……P5
認定第 1 号	令和 6 年度橋本市一般会計決算の認定について	……P7
認定第 2 号	令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について	……P8
認定第 3 号	令和 6 年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について	……P9
認定第 4 号	令和 6 年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について	……P10
認定第 5 号	令和 6 年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について	……P11
認定第 6 号	令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	……P12
認定第 7 号	令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について	……P13
認定第 8 号	令和 6 年度橋本市水道事業会計決算の認定について	……P14
認定第 9 号	令和 6 年度橋本市下水道事業会計決算の認定について	……P15
認定第 10 号	令和 6 年度橋本市病院事業会計決算の認定について	……P16
議案第 1 号	令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について	……P17
議案第 2 号	令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について	……P23

議案第 3 号	令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について	…P27
議案第 4 号	令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について	…P31
議案第 5 号	令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)について	…P35
議案第 6 号	令和 7 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について	…P39
議案第 7 号	橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	…P41
議案第 8 号	橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	…P44
議案第 9 号	橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	…P48
議案第 10 号	橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について	…P52
議案第 11 号	橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について	…P55
議案第 12 号	橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について	…P57
議案第 13 号	橋本市部落差別の解消を推進する条例及び橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例の一部を改正する条例について	…P61

議案第 14 号	橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する 条例の一部を改正する条例について	……P64
議案第 15 号	令和 6 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて	……P66
議案第 16 号	市道路線の認定について	……P68
議案第 17 号	製造の請負に係る委託契約の締結について	……P70
議案第 18 号	物品購入契約の締結について	……P71

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和 7 年 8 月 14 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	
損害賠償の額	1,640,100 円
事故の概要	令和 7 年 6 月 20 日午後 0 時 45 分頃、荷物の搬入のため、橋本市役所本庁舎西駐車場に前進で駐車した。搬入後、後進により出発しようとした際、ハンドル操作が遅れたため、車両の左後方部と後方に駐車していた相手方車両の右前方部が衝突し、相手方車両を破損させ、もって相手方に損害を与えた。

認定第 1 号

令和 6 年度橋本市一般会計決算の認定について

令和 6 年度橋本市一般会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 2 号

令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について

令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を
求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 3 号

令和 6 年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について

令和 6 年度橋本市駐車場事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 4 号

令和 6 年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について

令和 6 年度橋本市墓園事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 5 号

令和 6 年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について

令和 6 年度橋本市介護保険特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 6 号

令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 7 号

令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について

令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 8 号

令和 6 年度橋本市水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度橋本市水道事業会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 9 号

令和 6 年度橋本市下水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度橋本市下水道事業会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 10 号

令和 6 年度橋本市病院事業会計決算の認定について

令和 6 年度橋本市病院事業会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 1 号

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度橋本市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 225,326 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,755,319 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
18 寄 附 金	
	1 寄 附 金
19 繰 入 金	
	1 特 別 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	
	5 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
5,019,753	14,309	5,034,062
3,043,588	6,888	3,050,476
1,949,325	7,421	1,956,746
2,465,970	1,103	2,464,867
755,663	1,103	754,560
571,302	3,200	574,502
571,302	3,200	574,502
3,115,820	201,014	3,316,834
19,162	9,276	28,438
3,096,658	191,738	3,288,396
698,838	6,106	704,944
622,977	6,106	629,083
1,279,900	1,800	1,281,700
1,279,900	1,800	1,281,700
31,529,993	225,326	31,755,319

歳 出

款		項	
1 議 会 費			
	1 議 会 費		
2 総 務 費			
	1 総 務 管 理 費		
	2 人 権 対 策 費		
	5 選 挙 費		
3 民 生 費			
	1 社 会 福 祉 費		
	2 児 童 福 祉 費		
	3 生 活 保 護 費		
4 衛 生 費			
	1 保 健 衛 生 費		
6 農 林 水 産 業 費			
	1 農 業 費		
	2 林 業 費		
7 商 工 費			
	1 商 工 費		
8 土 木 費			
	4 都 市 計 画 費		
	5 住 宅 費		
9 消 防 費			
	1 消 防 費		
10 教 育 費			
	1 教 育 総 務 費		
	2 小 学 校 費		
	4 幼 稚 園 費		
	5 社 会 教 育 費		
	6 保 健 体 育 費		
11 災 害 復 旧 費			
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費		
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
236,607	943	237,550
236,607	943	237,550
3,880,787	29,435	3,910,222
3,155,945	29,119	3,185,064
15,745	3	15,748
147,746	313	148,059
12,236,259	89,513	12,325,772
6,444,634	77,913	6,522,547
5,076,950	11,594	5,088,544
714,673	6	714,679
3,129,251	1,828	3,131,079
785,612	1,828	787,440
835,624	16,069	851,693
749,147	16,003	765,150
86,477	66	86,543
1,272,714	532	1,273,246
1,272,714	532	1,273,246
2,049,897	3,858	2,053,755
1,056,580	734	1,057,314
399,522	3,124	402,646
2,144,878	14,062	2,158,940
2,144,878	14,062	2,158,940
2,710,537	58,752	2,769,289
845,582	111	845,693
279,204	800	280,004
4,925	2,995	7,920
576,897	51,179	628,076
776,381	3,667	780,048
14,210	10,334	24,544
0	10,334	10,334
31,529,993	225,326	31,755,319

第2表

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
家庭系ごみ収集運搬委託	令和 7年度から令和10年度まで	648,441

第3表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
災 害 復 旧 事 業	千円 10,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業	15,500			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	847,200			
公共施設等適正管理推進事業債	138,800			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 13,400	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
11,400			
851,000			
137,500			

議案第 2 号

令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり
議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度橋本市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 71,952 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,930,006 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款		項
6 繰越金		
	1 繰越金	
7 諸収入		
	2 雑入	
8 国庫支出金		
	1 国庫補助金	
歳入		合 計

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	12,474	12,475
1	12,474	12,475
21,935	21,036	42,971
7,024	21,036	28,060
0	38,442	38,442
0	38,442	38,442
6,858,054	71,952	6,930,006

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
7 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
	2 繰出金
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
81,594	38,360	119,954
74,448	38,357	112,805
6,973	3	6,976
4,704	33,592	38,296
4,702	24,316	29,018
2	9,276	9,278
6,858,054	71,952	6,930,006

議案第 3 号

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度橋本市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,188 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,658,623 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
3 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
4 支 払 基 金 交 付 金	
	1 支 払 基 金 交 付 金
5 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
7 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
8 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,452,160	3,774	1,455,934
365,204	3,774	368,978
1,712,145	8,258	1,720,403
1,712,145	8,258	1,720,403
926,049	3,717	929,766
887,259	1,065	888,324
38,790	2,652	41,442
1,274,223	5,773	1,279,996
1,089,740	5,773	1,095,513
1	13,666	13,667
1	13,666	13,667
6,623,435	35,188	6,658,623

歳 出

款	項
4 基 金 積 立 金	
	1 基 金 積 立 金
5 諸 支 出 金	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	21,522	21,523
1	21,522	21,523
21,763	13,666	35,429
2,603	13,666	16,269
6,623,435	35,188	6,658,623

議案第 4 号

令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,784 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,187,809 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
6 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 補 助 金
歳 入	合 計

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
0	3,784	3,784
0	3,784	3,784
2,184,025	3,784	2,187,809

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
40,750	3,784	44,534
40,571	3,784	44,355
2,184,025	3,784	2,187,809

議案第 5 号

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)に
ついて

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 7 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,675 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 532,214 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正			
歳 入			
款		項	
4 繰	入 金		
		1 基	金 繰 入 金
歳 入		合 計	

(単位 : 千円)		
補 正 前 の 額	補 正 額	計
268,713	8,675	277,388
268,713	8,675	277,388
523,539	8,675	532,214

歳 出

款	項
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	
	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
510,759	8,675	519,434
510,759	8,675	519,434
523,539	8,675	532,214

議案第 6 号

令和 7 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和7年度 橋本市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度橋本市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 下水道事業収益	1,963,014	4,884	1,967,898
第1項 営業収益	729,653	9,316	738,969
第2項 営業外収益	1,233,355	△ 4,432	1,228,923

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	1,000,032	△ 14,065	985,967
第1項 国庫支出金	150,241	△ 27,865	122,376
第7項 企業債	676,100	13,800	689,900

（企業債の補正）

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
下水道 事業	676,100 千円	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借入れ る場合、利 率の見直し を行った後 においては 当該見直し 後の利率。	借入先の融 通条件によ る。ただし、 据置き期間 及び償還を 短縮し、も しくは繰上 償還又は低 利に借換す ることがで きる。	689,900 千円	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ

（他会計からの補助金）

第5条 予算第10条に定めた他会計からの補助金の金額を次のとおり補正する。

- （1） 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、564,727千円から555,330千円に改める。

令和7年9月1日 提 出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 7 号

橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成18年橋本市条例第37号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(公費の支払) 第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>〔印刷単価〕に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万6,250円〔企画費〕を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	(公費の支払) 第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>〔印刷単価〕に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万6,250円〔企画費〕を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成21年橋本市条例第6号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(公費の支払) 第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。	(公費の支払) 第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(介護休暇) 第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第 17 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の請求に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、家庭支援休暇及び職員団体休暇の承認) 第 17 条 略 (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) <u>第 17 条の 2 任命権者は、橋本市職員の育児休業等に関する条例第 24 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>	(介護休暇) 第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第 17 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の請求に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、家庭支援休暇及び職員団体休暇の承認) 第 17 条 略

(3) <u>橋本市職員の育児休業等に関する条例第 24 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> <u>第 17 条の 3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第 17 条の 4</u> 略	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第 17 条の 2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第 17 条の 3</u> 略
---	--

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 9 号

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員) 第 20 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>)とする。 (第 1 号部分休業の承認) 第 21 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。)の承認は、30 分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第 15 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 30 分を減じた時間(当該時間が 2 時間を超える場合は、2 時間)を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 (第 2 号部分休業の承認)	(部分休業をすることができない職員) 第 20 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)とする。 (部分休業の承認) 第 21 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)</u>の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第 15 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 30 分を減じた時間(当該時間が 2 時間を超える場合は、2 時間)を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由) 第 23 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。	(部分休業の承認の取消事由) 第 23 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の橋本市職員の育児休業等に関する条例第 21 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 10 号

橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について

橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例

(橋本市立文教施設利用に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市立文教施設利用に関する条例(平成18年橋本市条例第107号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1・2 略 3 令和3年10月1日から<u>令和10年9月30日</u>までの間においては、社会教育関係団体、市民サークル等で教育委員会規則で定めるものが別表第1から別表第3までの施設を利用する場合における第8条第1項の使用料は、同項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定めるところによる。この場合においては、同条第2項から第5項までの規定は、適用しない。 (1)～(3) 略	附 則 1・2 略 3 令和3年10月1日から<u>令和8年9月30日</u>までの間においては、社会教育関係団体、市民サークル等で教育委員会規則で定めるものが別表第1から別表第3までの施設を利用する場合における第8条第1項の使用料は、同項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定めるところによる。この場合においては、同条第2項から第5項までの規定は、適用しない。 (1)～(3) 略

(橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部改正)

第2条 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第125号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1・2 略 3 令和3年10月1日から<u>令和10年9月30日</u>までの間においては、社会教育関係団体であって教育委員会規則で定めるものが別表の(3)及び(4)の施設を使用する場合における第9条第1項の使用料は、同項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定めるところによる。この場合においては、同条第2項の規定は、適用しない。	附 則 1・2 略 3 令和3年10月1日から<u>令和8年9月30日</u>までの間においては、社会教育関係団体であって教育委員会規則で定めるものが別表の(3)及び(4)の施設を使用する場合における第9条第1項の使用料は、同項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定めるところによる。この場合においては、同条第2項の規定は、適用しない。

(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
-----------	-----------

(橋本市都市公園条例の一部改正)

第3条 橋本市都市公園条例(平成18年橋本市条例第195号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～4 略 5 令和3年10月1日から<u>令和10年9月30日</u>までの間においては、社会教育関係団体であって規則で定めるものが別表の4(3)①の施設を利用する場合における第13条第1項の使用料は、同項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。この場合においては、同条第2項の規定は、適用しない。 住吉運動公園 多目的広場使用料 略	附 則 1～4 略 5 令和3年10月1日から<u>令和8年9月30日</u>までの間においては、社会教育関係団体であって規則で定めるものが別表の4(3)①の施設を利用する場合における第13条第1項の使用料は、同項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。この場合においては、同条第2項の規定は、適用しない。 住吉運動公園 多目的広場使用料 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立児童館設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第122号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
大野児童館	略	大野児童館	略
		浦の段児童館	橋本市高野口町名古屋1003番地
		平山城児童館	橋本市高野口町応其443番地の57
2 略		2 略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 12 号

橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例
の一部を改正する条例について

橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例

(橋本市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規程する水道事業者をいう。以下同じ。)</u>又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 2・3 略	(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)が施行する。 2・3 略

(橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部改正)

第2条 橋本市飲料水供給施設事業給水条例(平成18年橋本市条例第169号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(工事の<u>施行</u>) 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)が<u>施行</u>する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者(法第3条第5項に規程する水道事業者をいう。以下同じ。)</u>又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工	(工事の<u>施工</u>) 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)が<u>施工</u>する。

事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により給水装置工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事費の算出方法)

第9条 市長が施行する給水装置工事の費用は、次の合計額とする。

(1)～(6) 略

2・3 略

(給水装置の変更等の工事)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 略

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科し、又は損害があったときは、これを賠償させることができる。

(1) 略

(2) 正当な理由がなくて、第8条第2項に規定する給水装置工事の施行上の指示、第16条第2項に規定するメーターの設置、第25条に規定する使用水量の計量、第37条第1項に

2 前項の規定により指定業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ、市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により給水装置工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事費の算出方法)

第9条 市長が施工する給水装置工事の費用は、次の合計額とする。

(1)～(6) 略

2・3 略

(給水装置の変更等の工事)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 略

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科し、又は損害があったときは、これを賠償させることができる。

(1) 略

(2) 正当な当な理由がなくて、第8条第2項に規定する給水装置工事の施工上の指示、第16条第2項に規定するメーターの設置、第25条に規定する使用水量の計量、第37条第1

規定する給水装置の検査又は第39条に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者。 (3)・(4) 略	項に規定する給水装置の検査又は第39条に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者。 (3)・(4) 略
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

橋本市部落差別の解消を推進する条例及び橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例の一部を改正する条例について

橋本市部落差別の解消を推進する条例及び橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市部落差別の解消を推進する条例及び橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例の一部を改正する条例

(橋本市部落差別の解消を推進する条例の一部改正)

第1条 橋本市部落差別の解消を推進する条例(令和2年橋本市条例第48号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(事業者の役割) 第7条 略 2・3 略 4 市は、インターネット等において差別的な書き込み等を監視し、市に関連する部落差別と認められる書き込み等を発見した場合には、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者(<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。</u>)又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。	(事業者の役割) 第7条 略 2・3 略 4 市は、インターネット等において差別的な書き込み等を監視し、市に関連する部落差別と認められる書き込み等を発見した場合には、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者(<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。</u>)又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。

(橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例の一部改正)

第2条 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例(令和3年橋本市条例第15号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
-----	-----

(感染症に係る誹謗中傷等をなくすための取組) 第 8 条 略 2 略 3 市は、インターネット等において感染症に係る誹謗中傷等の書き込み等を監視し、市に関連する感染症に係る誹謗中傷等と認められる書き込み等を発見した場合には、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者(<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)第 2 条第 4 号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。	(感染症に係る誹謗中傷等をなくすための取組) 第 8 条 略 2 略 3 市は、インターネット等において感染症に係る誹謗中傷等の書き込み等を監視し、市に関連する感染症に係る誹謗中傷等と認められる書き込み等を発見した場合には、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者(<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)第 2 条第 3 号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の
一部を改正する条例について

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正
する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和5年橋本市条例第34号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(最低負担額) 第3条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(最低負担額) 第3条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に規定する政令で定める日から施行する。

議案第 15 号

令和 6 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年 度 橋 本 市 水 道 事 業 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位：円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,698,300,738	371,321,533	739,271,538
議会の議決による処分数額	653,175,348	0	△ 739,271,538
減債積立金への積立	0	0	△ 4,304,810
利益積立金への積立	0	0	△ 17,219,237
建設改良積立金への積立	0	0	△ 64,572,143
自己資本金への組入れ	653,175,348	0	△ 653,175,348
条例による処分数額	0	0	0
処分後残高	13,351,476,086	371,321,533	(繰越利益剰余金) 0

(注) この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(備考)

令和 6 年度決算で未処分利益剰余金が739,271,538円となったため、建設改良積立金取崩し額 653,175,348円を自己資本金へ組み入れ、減債積立金、建設改良積立金、利益積立金へ残額を処分します。

議案第 16 号

市道路線の認定について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を別紙のとおり認定したいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定路線調書

分類	番号	路線名称	起点（から） 終点（まで）	延長 (M)	幅員 (M)	備考
1	27148	伏原76号線	高野口町伏原16番25地先 高野口町伏原16番53地先	150.80	6.00～11.50	
2	27149	伏原77号線	高野口町伏原16番12地先 高野口町伏原16番16地先	68.00	7.00～9.00	
3	27150	伏原78号線	高野口町伏原16番51地先 高野口町伏原16番52地先	26.50	6.00～13.50	
4	1840	小林2号線	柏原380番1地先 柏原380番7地先	31.51	6.00～12.33	

議案第 17 号

製造の請負に係る委託契約の締結について

高機能消防指令システム部分更新整備事業について、下記のとおり委託契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 契約の目的
名 称 高機能消防指令システム部分更新整備事業
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
445,500,000 円(税込み)
- 4 契約の相手方
所 在 地 大阪府松原市西野々2丁目1番45号
名 称 株式会社富士通ゼネラル
近畿情報通信ネットワーク営業部
代 表 者 部長 中村 祐一郎

議案第 18 号

物品購入契約の締結について

高規格救急自動車（積載品除く）購入について、下記のとおり物品購入契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年橋本市条例第 67 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 契約の目的

物品の名称 高規格救急自動車
数 量 1 台

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

24,145,000 円（税込み）

4 契約の相手方

所 在 地 和歌山県橋本市高野口町伏原 124 番地
名 称 合同会社ヤマギワオート
代 表 者 代表社員 山際 孝幸